

全国知事会災害対応に係る本部設置及び運用について

1 災害対策都道府県連絡本部

本部長	事務総長
構成員	全国知事会事務局各部長、公益財団法人都道府県センター各部長
設置基準	次のいずれかに該当する場合 1 単独の都道府県に大雨特別警報が発表された場合 2 単独の都道府県で震度6弱以上の地震が発生した場合 3 単独の都道府県で1及び2と同程度の災害が発生した場合（※） ※ 暴風・高潮・波浪・暴風雪・大雪・津波・火山・地震に係る特別警報の他、国民保護法が適用される事態等をいう。
廃止基準	次の1～3全てを満たす場合 1 国（気象庁、消防庁、総務省等）の発表により、被害拡大が見込まれない場合 2 全ての都道府県災害対策本部が廃止された場合 3 広域応援派遣（短期）が終了した場合
設置実績 （令和2年度）	7月4日 熊本県・鹿児島県に大雨特別警報発表 ⇒ 7月8日「令和2年7月豪雨 緊急広域災害対策本部」へ体制移行

2 緊急広域災害対策本部

本部長 副本部長	全国知事会長 全国知事会危機管理・防災特別委員会委員長
本部員	各ブロック幹事県知事、危機管理・防災特別委員会副委員長 ※ 本部長は、前項に定める本部員以外の知事について、必要に応じて緊急広域災害対策本部への参画を求めることができる。
設置基準	複数の都道府県で被害が見込まれる大規模・広域災害が発生した場合
廃止基準	体制移行の目安（廃止基準） 1 国（気象庁、消防庁、総務省等）の発表により、被害拡大が見込まれない場合 2 被災都道府県の災害対策本部体制が縮小された場合 3 確保調整本部及びブロック幹事県から新たな広域応援要請（短期）が見込まれない場合
設置実績 （令和2年度）	7月8日～8月21日 令和2年7月豪雨 9月6日～9月8日 台風第10号 10月10日～10月11日 台風第14号 2月14日～2月19日 福島県沖を震源とする地震

3 情報連絡室

事務局	全国知事会調査第二部内
設置基準	<ul style="list-style-type: none"> 大雨特別警報発表前であっても、気象庁等情報により被害発生が事前に見込まれる場合に設置する 都道府県の範囲は単独・複数を問わない

令和3年度（2021）緊急広域災害対策本部構成員

本部長	飯泉 嘉門	全国知事会長（徳島県知事）
副本部長	黒岩 祐治	危機管理・防災特別委員長（神奈川県知事）
本部員	三村 申吾	青森県知事（北海道東北地方知事会幹事県）
	長崎 幸太郎	山梨県知事（関東地方知事会幹事県）
	川勝 平太	静岡県知事（中部圏知事会幹事県）
	井戸 敏三	兵庫県知事（近畿ブロック知事会幹事県）
	村岡 嗣政	山口県知事（中国地方知事会幹事県）
	中村 時広	愛媛県知事（四国知事会幹事県）
	広瀬 勝貞	大分県知事（九州地方知事会幹事県）
	村井 嘉浩	危機管理・防災特別委員会副委員長（宮城県知事）

※ 本部長は、本部員以外の知事について、必要に応じて緊急広域災害対策本部への参画を求めることができる。（協定実施細目第4条2項）